（令第二十四条第二項の内閣府令で定める日数）

第五十九条　令第二十四条第二項の内閣府令で定める日数は、二十五日とする。

［号を削る。］

［号を削る。］

（令第二十四条の四第二項の内閣府令で定める事由及び日数）

第五十九条の二　令第二十四条の四第二項の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　月の途中において特定子ども・子育て支援を受けることをやめること

二　月の途中において、利用する特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の変更を行うこと

2　令第二十四条の四第二項の内閣府令で定める日数は、前項に掲げる事由があった月において特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所を開所する日数とする。

（身分を示す証明書の様式）

第六十条　法第十三条第二項（法第三十条の三において準用する場合を含む。）及び法第十四条第二項（法第三十条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第一号のとおりとする。

2　法第十五条第三項（法第三十条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

3　法第三十八条第二項及び第五十八条の八第二項において準用する法第十三条第二項、法第五十条第二項において準用する法第十三条第二項及び法第五十六条第五項において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。

附　則

（就労時間に係る要件に関する特例）

第二条　施行日から起算して十年を経過する日までの間は、第一条の五第一号の規定の適用については、同号中「四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。

（特定保育所に係る委託費の支払に関する技術的読替え）

第三条　法附則第六条第一項の場合におけるこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第二十九条第十三号から第十七号まで	十三　法第三十三条第二項の規定により教育・保育給付認定子どもを選考する場合の基準	十三　当該申請に係る事業に係る施設型給付費（法附則第六条第一項に規定する委託費を含む。）

（令第二十四条第二項の内閣府令で定める日数）

第五十九条　令第二十四条第二項の内閣府令で定める日数は、次の各号に掲げる支給認定保護者に係る支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一　教育認定子ども又は特別利用教育を受けた満三歳以上保育認定子ども　二十日

二　満三歳以上保育認定子ども（前号に掲げるものを除く。）又は満三歳未満保育認定子ども　二十五日

［条を加える。］

（身分を示す証明書の様式）

第六十条　法第十三条第二項及び法第十四条第二項において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第一号のとおりとする。

2　法第十五条第三項において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

3　法第三十八条第二項において準用する法第十三条第二項、法第五十条第二項において準用する法第十三条第二項及び法第五十六条第五項において準用する法第十三条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。

附　則

（就労時間に係る要件に関する特例）

第二条　施行日から起算して十年を経過する日までの間は、第一条第一号の規定の適用については、同号中「四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。

（特定保育所に係る委託費の支払に関する技術的読替え）

第三条　法附則第六条第一項の場合におけるこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［同上］	［同上］	［同上］
第二十九条第十三号から第十七号まで	十三　法第三十三条第二項の規定により支給認定子どもを選考する場合の基準	十三　当該申請に係る事業に係る施設型給付費（法附則第六条第一項に規定する委託費を含む。）